

# 桜門体育学会 会則

平成21年10月24日制定

平成23年12月11日改訂

## 第1章 総 則

第1条 本会は桜門体育学会（The Society for Physical Education, Health and Sport Sciences of Nihon University）と称する。

第2条 本会は体育学・スポーツ科学の発展と体育・スポーツ実践の合理化に寄与することを目的とする。

## 第2章 事 業

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究集会の開催。
- (2) 機関誌「桜門体育学研究（Journal of Physical Education, Health and Sport Sciences, Nihon University）」、その他の出版。
- (3) その他、本会の目的に資する事業。

## 第3章 会 員

第4条 会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会会費を納入している日本大学体育関係教員、旧教員、大学院生、研究生及び日本大学文理学部体育学科卒業生、大学院修了生。ただし、本会の目的に賛同する本学非常勤講師および学外研究協力者は正会員の推薦と会長の承認により正会員となることができる。
- (2) 準会員 日本大学文理学部体育学科生等。
- (3) 名誉会員 本会に貢献のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者。
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同する団体で、理事会の承認を得た者。

## 第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名

- (4) 副理事長 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 常務理事 4名
- (7) 理事 20名
- (8) 幹事 2名
- (9) 監事 2名

第6条 役員の選出は次のとおりとし、総会において決定する。

- (1) 会長、副会長は理事会の推挙により選出する。
- (2) 理事は「理事候補者推薦委員会」により、日本大学14学部の体育関係教員14名を推薦し、理事長候補者が正会員の中から6名を推薦する。
- (3) 常務理事は理事候補者の互選により選出する。
- (4) 理事長は理事候補者の互選により選出する。
- (5) 副理事長は理事長候補者が理事の中から推薦する。
- (6) 事務局長は理事長候補者が正会員の中から推薦する。
- (7) 監事は理事会が正会員の中から推薦する。
- (8) 幹事は理事長候補者が正会員の中から委嘱する。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の職務遂行に支障が生じたとき、これを代行する。
- (3) 理事長は理事会を招集し、会務を統括する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長の職務遂行に支障が生じたとき、これを代行する。
- (5) 常務理事は委員会の委員長として委員会を構成し、会務を処理し、本会運営の責にあたる。
- (6) 事務局長は、本会の事務業務を統括する。
- (7) 理事は理事会を構成し、会務を処理し、本会運営の責にあたる。
- (8) 監事は本会の会務を監査する。
- (9) 幹事は本会の会務を補佐し、事務処理にあたる。

第8条 役員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、会長、理事長は2期までとする。

第9条 理事会は次の委員会を設置する。

1. 常置委員会

- 1) 庶務・会計委員会 本会の庶務と会計の任にあたる。
- 2) 編集委員会 機関誌「桜門体育学研究」の編集業務の任にあたる。
- 3) 企画・広報委員会 本会における様々な事業の企画・広報および研究集会の運営の任にあたる。
- 4) 研究委員会 本会によるプロジェクト研究の企画・立案・運営の任

- にあたる。
2. 必要に応じて臨時の委員会を設置することができる。

## 第5章 会 議

- 第10条 本会の会議は、総会、理事会及び常務理事会とし、会議はすべて出席者の過半数をもって決定する。
- 第11条 総会は本会の最高議決機関であり、年1回開催し、会員をもって構成し、次の事項を審議し決定する。
- (1) 事業報告及び決算。
  - (2) 事業計画及び予算。
  - (3) 役員を選任。
  - (4) 会則の改正。
  - (5) その他、理事会が必要と認める事項。
- 第12条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常務理事、理事、監事、幹事をもって構成し、本会の運営について協議する。
- 第13条 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常務理事、幹事をもって構成し、本会の実務的運営について協議する。

## 第6章 会 計

- 第14条 本会の経費は次の収入によってこれにあてる。
- (1) 正会員の会費・入会金とし、会費は総会で定めた額とするが、名誉会員、準会員からは徴収しない。
  - (2) 事業収入。
  - (3) 他よりの寄付金。
- 第15条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 付 則

1. 本会の事務局は当面の間、日本大学生産工学部に置く。
2. 「桜門体育学会」規約（昭和41年11月19日制定）は廃止する。
3. 本会則は平成21年10月24日より施行する。
4. 平成23年度12月11日 第5条(7)改正、第6条(2)～(7)改正、(3)追加。